

別表第 1（第 5 条関係）

生活保護等世帯の機能回復工事、再更新工事及び再々更新工事に対する補助金の額

補 助 対 象 経 費	補 助 額
工事費（既設の機器の撤去等の費用を含む。）	別表第 2 に定める額（既設の機器が撤去等されている場合は、別表第 2 に定める額から別表第 3 に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額を差し引いた額）
特別な設計及び工事を伴う場合 事業費（工事費（既設の機器の撤去等の費用を含む。）及び設計管理費をいう。）	左欄の額（既設の機器が撤去等されている場合は、左欄の額から別表第 3 に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額を差し引いた額）

別表第2（第5条関係）

機能回復工事、再更新工事、再々更新工事及び再々々更新補助金額及び住民基本負担額

1 冷暖房機

（単位：円）

機 種	額	住民基本負担額		
		機能回復	再更新 告示日後機能回復	再々更新 告示日後再更新 再々々更新
HC-1	152,000	15,200	19,000	60,800
HC-2	159,000	15,900	19,875	63,600
HC-3	193,000	19,300	24,125	77,200
HC-4	213,000	21,300	26,625	85,200

2 換気扇・レンジ用換気扇

（単位：円）

機 種	額	住民基本負担額		
		機能回復	再更新 告示日後機能回復	再々更新 告示日後再更新 再々々更新
強制給排気型 換気扇	58,300	5,830	7,287	23,320
浅型（強制排気型） レンジ用換気扇	82,600	8,260	10,325	33,040
深型（自然給気強 制排気型）レンジ 用換気扇	104,600	10,460	13,075	41,840
プロペラ型（25cm） レンジ用換気扇	41,400	4,140	5,175	16,560

別表第3(第5条関係)

既設の機器が撤去等されている場合について減ずる額

(単位:円)

区 分	機 種	額
取外し	HC-1	6,000
	HC-2	6,000
	HC-3	6,000
	HC-4	6,000
	強制給排気型	5,000
	浅型(強制排気型)	5,000
	深型(自然給気強制排気型)	5,000
	プロペラ型	5,000
処分	HC-1	2,600
	HC-2	2,600
	HC-3	2,600
	HC-4	2,600
	強制給排気型	300
	浅型(強制排気型)	300
	深型(自然給気強制排気型)	300
	プロペラ型	300

別表第4(第5条関係)

既設の機器が撤去等されている場合について住民基本負担額より減ずる額

(単位：円)

区 分	機 種	額		
		機能回復	再更新 告示日後機能回復	再々更新 告示日後再更新 再々々更新
取外し	HC-1	600	750	2,400
	HC-2	600	750	2,400
	HC-3	600	750	2,400
	HC-4	600	750	2,400
	強制同時給 排気型	500	625	2,000
	強制排気型	500	625	2,000
	自然給気強 制排気型	500	625	2,000
	プロペラ型	500	625	2,000
処分	HC-1	260	325	1,040
	HC-2	260	325	1,040
	HC-3	260	325	1,040
	HC-4	260	325	1,040
	強制同時給 排気型	30	38	120
	強制排気型	30	38	120
	自然給気強 制排気型	30	38	120
	プロペラ型	30	38	120

備考

- 1 告示日後機能回復工事とは、春日井市民家防音工事補助金交付要綱(平成4年7月1日施行)第2条第2号に規定する住宅の機能回復工事をいう。
- 2 告示日後再更新工事とは、春日井市民家防音工事補助金交付要綱第2条第2号に規定する住宅の再更新工事をいう。
- 3 告示日後再々更新工事とは、春日井市民家防音工事補助金交付要綱第2条第2号に規定する住宅の再々更新工事をいう。
- 4 特別な工事の場合の補助金額及び住民基本負担額については、別に定める。